

初代大分県令森下景端(1)

末 広 利 人

一 はじめに

「浮き草や明日は何処の岸に咲く」という俳句の書き出しで、昭和十年衛藤庵が『大分新聞』に、大分県発足以来六五年間の「歴代長官」について連載している。恐らくまとまった歴代大分県知事の略伝としては、最も早い時期のものであろう。衛藤は「歴代長官はその後どうなった？——これを県知事官房について調べようとしたが、とんと分からぬ。勿論記録もない」と記している。その後、大分県刊行になる『大分県政史』県政篇(昭和三十年刊)や『大分県史』近代篇I(現代篇II(昭和五十九年)平成三年刊)などで、新たな史料の発掘と点検をもとに、それぞれの文脈の中で一定の記述がなされている。ことに『大分県政史』県政篇は、各知事ごとにその経歴と大分県での政策を記述する構成をとっており、歴代知事の前歴等の基礎データについては、目下のところこれ以上のは見当たらない。また、平成八年大分合同新聞社から『大分県歴史人物事典』が刊行され、多くの人に重宝されているが、主要官選知事と物故公選知事については拙稿を所収頂いた。

しかし、残念ながらこれまでのところ、伝記的にその全生涯を跡づけ得る官選知事は皆無に近い状況である。かつて『大分県史』近現代篇の事務局を担当した一人としては、いささか自責の念にかられざるを得ない。

県立図書館、県立公文書館と併設の大分県立先哲史料館は、開館後はや五年を経過したが、その計画段階で、せめて県政発

足期から確立期の知事(初代森下景端、二代香川真一、三代西村亮吉)については、常設展示に入れるべきではないかとして、検討したことがある。結果的には、スペース等の関係もあって展示入りは実現しなかったが、現在先哲史料館に収蔵されている森下景端に関する岡山藩政史料(以下藩政史料と記す)³⁾や黒住教本部史料(同黒住教史料)はその折りに収集したものである。いまそれらの史料を少し読み込んでみると、『大分県歴史人物事典』の拙稿についても、訂正を迫るものが数か所発見される。歴史記述というものは、新史料の発掘や読み込みによって、次々に更新されるものだとの実感を強く持たせる。さらに、全く偶然の結果であったが、昨年夏、景端の御子孫に遭遇すると同時に、相伝の景端関係資料が岡山県立博物館に寄託されたことを知り、史料(以下寄託史料と記す)⁵⁾にもお目見えがなかった。子孫相伝の史料が最上質であることはいうまでもない。

県立公文書館所蔵の大分県の公文書等とからめ、これらの史料を踏まえれば、初代大分県令森下景端の姿は、より正確で詳細に語ることができると思われる。発足期の大分県の状況もより鮮明なものとなるにちがいない。

二 森下家系図

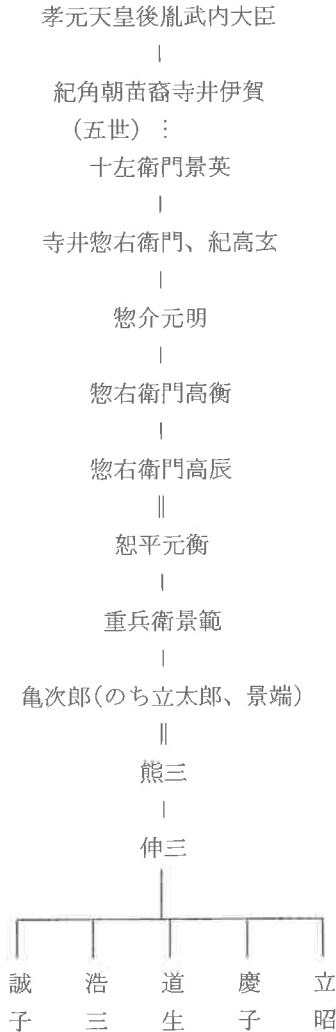
森下景端の生涯を伝える略伝としては、黒住教の機関誌であった『国の教』第七号―一四号に掲載された河上市蔵の「森下景端君伝」(以下「君伝」と呼ぶ)がある。作者の河上は、景端より二四歳若く、幼少期より岡山で景端の風ぼうや噂に接して成長し、明治八年景端に招かれて大分県に赴任、同十五年まで大分県官界に身をおき、のちには黒住教の重鎮としても後輩であったことから、「君伝」はきわめて豊富かつ具体的な内容を備えている。また、漢語を多用して今では少々読みづらいものではあるが、景端没四年後の文章であることも手伝って、内容の正確さについても信をおけるものである。河上は景端の生涯を、武人烈士の時代、政治家時代、神人時代の三期に分け得ると総括している。

「君伝」では、その先祖については紀氏の出とはしつつも、祖父の恕平からしか記述していない。しかし藩政史料の中には、森下家代々の「御奉行公之品書上」があり、曾祖父の惣右衛門から始まり、廃藩置県で終わっているが、子息の慶太郎まで続

いている。さらにまた寄託史料には、安政五年景端筆の「森下家略記」がはいっていたのである。先祖についてはかなり遡って、正確に跡づけることができる。

しかし、衛藤庵が『大分新聞』に、景端は「一粒種の愛嬢を大分で失った」として「豪華版」の葬式に書き及んでいるように、子孫については「断絶」というのが大方の理解であった。従って昨年夏、岡山で子孫の存在と史料寄託の話を書き及んだ時には、ある種のショックと感激を覚えずにはいらなかった。そして間もなく、大分県立公文書館による第五回企画展「成立期の大分県——初代県令森下景端の時代——」の開催中に、その観覧をかねて、御子孫の森下立昭、森下道生の両御夫妻が揃って先哲史料館に現れたのである。景端の曾孫にあたるお二人から直接話をうかがい、景端以後現在に到る系譜を確認することもできた。

以上を総合して系図にすると左図のとおりとなる。



紀氏の末裔で、寺井惣右衛門紀高玄が備前国上道郡に土着、家紋石餅小三ツ星、桔梗を伝え、元禄二年下世、惣介元明(元禄三年下世)・惣右衛門高衡(享保十一年下世)を経て、元禄七年上道郡国留村寺井山生まれの惣右衛門高辰に到ったという。ここで、「私儀上道郡国留村之内森下分御百姓^三而御座候」という藩政史料の「御奉公之品書上」と結びつく。景端の曾祖父である。惣右衛門高辰は、享保七年「御小人御拘」として江戸にかり出されて七年間勤務したのを手はじめに奉公を始め、延享四年には一八俵三人扶持を賜り、宝暦三年に黒印を得ている。岡山藩士森下氏はここに出発する。しかし高辰は継嗣に恵まれず、宝暦九年養子を迎えたが間もなく病死され、再度明和三年荒木次郎右衛門の伴惣介を養子に迎えた。景端直系の祖父である。翌明和四年には惣平元衡として跡目を継いだが、寛政元年四八歳で没した。景端出生の三五年も前のことである。

かくて、父重兵衛景範は、幼くして跡目を継ぎ、安政二年末七二歳で没しているので、寛政九年の「通ノ子御雇」から数えれば、死の直前御膳奉行を辞退するまで、五九年間も奉公することとなった。景端出生の文政七年、父重兵衛はすでに齢四〇であり、この前後には毎年のように御小人奉行、御徒目付、御台所見届などとして江戸詰をはたしている。晩年の処遇は切米四五俵四人扶持であった。景端のエネルギーで使命感にあふれた、しかし謹厳実直な能吏ぶりは、父親譲りなのかもしれない。

景端には二男一女があった。羊三(のち慶太郎・景命)・龍三・治子の三人である。男児二人は幕末維新期に軍事関係に進んで出世しつつあり、ことに長子慶太郎(のち景命と改名)は若くして勝南郡長・都宇郡長を務めたりしたが、ともに夭折した。明治六年一八歳で大分の地にはてた治子の墓所は、いまま護国神社表参道の左手にある。景端の直系はこうして断絶したが、

その後熊三を養子に迎え、伸三を経て現在に到るのである。森下家の墓所は今も岡山市半田山にあるという。熊三が鉾山経營に手を染めて失敗し、森下家相伝の金目のものは失われた由である。現子孫中長女の慶子氏及び三男浩三氏が倉敷に居住しているものの、他の三人はいずれも岡山県外居住であり、すでに黒住教徒ではないようである。しかし、黒住教本部史料のほか、景端ゆかりの史料が子孫に相伝されたことは、誠に幸であった。頂戴した名刺によると、長男立昭氏は、診療所を持つ医

学博士で、香川県医師会理事・香川県医師国民健康保険組合常務理事であり、二男道生氏は九州東宝株式会社映画興行部の専務取締役である。

三 岡山藩士森下立太郎

1 立太郎改名まで

森下景端は、文政七（一八二四）年四月六日生まれ⁽⁹⁾である。幼名を亀次郎といった。天保十年亀次郎一五歳の時、祭礼日に御先徒雇となったのが、藩命を蒙った最初である。既に文武の修業も進み、「君伝」にいう「森下の青年は行く行くは只者にあらじ」という評も立ち始めていた頃かもしれない。二年後の天保十二年、一七歳で「江戸詰御先徒御雇」の命を受けて以降は、毎年のように岡山と江戸間を往復したり、江戸での諸役をはたしたりした。安政二年亀次郎三一歳の時、近習徒助から近習徒に昇進、切米四〇俵四人扶持となっていた。その間中村氏の娘を娶り、羊三（弘化四年生まれ）・龍三（嘉永二年同?）・治子（安政二年同）の二男一女が生まれていた。父重兵衛はようやく老い、中小姓、寛彰院付御膳奉行となっていたが、治子の誕生と入れ替わるかのように同年末、七二歳で没した。亀次郎が立太郎を名乗ったのは、その翌年一月一日からである。「亡父重兵衛跡目御切米四拾五俵四人扶持之内、四拾俵四人扶持其儘近習徒被二仰付二」ているので、身分待遇はこれまでと変わらない。亀次郎時代にすでに、黒船来航や安政大地震があつて緊急の用命が相つぎ、適切で迅速な対応と実情報告に対して、「当春以来之骨折ニ付」ということで、数度の賞詞と褒賞金にあずかっていた。

しかし、時代はいよいよ本格的な流動化に突入しつつあり、立太郎の身にも激変が待ち受けていた。

2 尊皇翼覇と立太郎

ペリーが来航した時、岡山藩主は第一〇代慶政であった。慶政は『中津辞書』で有名な第五代中津藩主奥平昌高の四男で、

天保十三年に岡山藩三二万石の藩主に迎えられたのであった。慶政は幕府からの黒船対策についての下問に対しては、鎖国の祖法に基づく攘夷論を上申している⁽¹⁾。そして間もなく、柳河藩との相役で房総半島海岸警衛の命を受け、海岸砲台の設置に取り組んだが、五年後には大坂表警衛に振替えられた。新たな負担増等による財政難と対外危機が迫る中、安政元年暮には藩地での藩政改革と海岸警備を申し付けている。改革の推進過程で、藩内での改革派と保守派の対立は激化し始めた。英・蘭・露・仏・米などの修好通商条約の締結(安政五年)、安政の大獄(同六年)、桜田門外の変(万延元年)、坂下門外の変(文久二年)、生麦事件(同年)と政局が急変する中で、池田家と重縁にある左大臣一条忠香から再三にわたる国事周旋の依頼を受け、江見陽之進(鋭馬)らの周旋方を発足させた。文久二年九月朝議は攘夷を決定したが、翌三年一月閣老板倉にあてた慶政の建白書は、穩健な攘夷論を前提に、実施にあたっての海防策と人心一和を強調したものにすぎなかった。

同年、攘夷決行の日の内定、下関事件、薩英戦争を前に、慶政は病気を理由に隠退する。時に齡四〇歳であり、なお三〇年の余命を保った。岡山藩は二月八日、尊王攘夷論の主唱者である水戸藩主徳川斉昭の九男九郎麿を養子に迎え、第一一代藩主茂政とした。国事周旋方の江見陽之進や牧野権六らの建議によるという。藩論として尊皇攘夷の旗幟を鮮明にしたのである。茂政の襲封後初の入国は、同三年六月であった。

一〇代慶政時代の森下立太郎は、旗本大筒役摺方手伝(安政五年)、御纏役金鼓御用(万延元年)、大納戸小物方共見届(同年)、武具方(文久元年)・御徒目付(同年)・向御屋敷話(文久二年)などに任じられている。未だ古色蒼然とした組織名ではあるが、西洋砲術の導入や新流大砲隊の編成を中心とした兵制改革が進められようとする頃、兵制部門に身をおくことが多かったようである。

「君伝」は立太郎の人生に、牧野権六との出会いが大きな意味を持ったことを強調しているが、立太郎が牧野権六組に配されたのは万延元年である。牧野は岡山藩の代表的な尊皇攘夷運動の指導者で、前述のとおり江見らと徳川九郎麿の養子受入れを実現し、慶応三年には小松帯刀・辻将曹・後藤象二郎らとともに將軍慶喜に謁見して、大政奉還を建言した一人でもあった。

明治二年岡山藩の参政となっていたが、間もなく病死した。

立太郎の「御奉公之品書上」文久三年一月二日の条に、「御秘用^二而他所行御用被^二仰付^一」として「三日出立、二五日帰着」とのみあり、詳細を記していないのは、牧野らの指示を受けて、徳川九郎麿受入れに、何らかの関与をしたのかもしれない。立太郎は茂政襲封後五日を経た二月十三日「判形支配御中小姓・御貝太鼓奉行下役」に任じられ、「海防御用ニ付度々見分」に出かけることとなり、六月茂政が入国し、「海岸御巡覽之時、御直^ニ蒙^ニ御懇之御意^一」り、年末には御手許金子ほか褒賞金を与えられた。翌元治元年二月にも「御手許秘密御用ニ付備後福山表江出張」し、「西国筋探索御用相勤」たりして、「兼々文武出精ニ付」「役向御出精ニ付」などの名目で、上下や紋付、羽織、帷子などを与えられている。

しかし代替りにより、岡山藩が一举に薩長などの動きに一体化したのではなかった。文久四年幕府への建言書では、勅令を報じての攘夷貫徹を主張し、生麦事件の償金支払いには反対していた。八・一八の政変では、寛仁の処置、和睦合心を懇請し、朝廷にも幕府にも、長州への寛宥の沙汰を要望している。禁門の変では長州の行動を厳しく非難して、長州からの使節を拒絶しつつも、追討有延を建言した。第一次征長にあたっては、征長総督に畏服承順こそ望ましいと進言し、第二次征長でも、勅令に従って備後まで兵を進めたが、形式的なものにすぎなかった。こうして、佐幕開国論と尊皇攘夷論の熾烈なせめぎ合いが続く中、戊辰戦争が始まるまで、幕府の権威も大切にしつつ、海防強化による攘夷鎖国と朝廷の優位による人心一和を説く尊皇翼霸の姿勢を貫くのである。

立太郎は、禁門の変に先立つ元治元年六月から一か月間、下方平馬付添いで長州に出かけ、藩主父子に拝謁、下関をまわって帰藩しており、十一月にも「芸州御陣地等取調」に出向いている。尊王翼霸の立場からの諸行動であろう。

3 農兵隊組立

慶応元年二月、立太郎は五五俵四人扶持となり郡奉行にとりたてられ、さらに七月には児島郡興徐新田沖附洲新開御用掛に、

十二月には備中領所役人にも任じられていた。郡奉行としての一年半について「君伝」は次のように述べている。

藩主は君が連年国事に勤労したる功を賞して俸禄を増加し、階級を進め、職を郡奉行に命ぜられぬ。蓋し異数に出づるに依り、君も亦奮って恩遇に答えんとして益其職事に執掌し、或は新田開墾の事に心力を尽し、海灣沿岸の地を巡視して地点を点検し、栽培の方法等を指授し、又或は先代より貯蔵せし銅錫の類を献して大礮鑄造の用に供し、或いは諸大夫を歴問して当世の時勢に付て侃々説議、貴顕の人々をも憚る事なく其顔を犯して痛論する等、日夜汲々として国事に奔走するの外他念なかりし。

長子羊三も新流砲術御用意・大砲隊を命じられ、一九歳になった同二年一月一日から慶太郎と改名した。森下家の前途は希望に満ちていたにちがいない。しかし四月に備中騒動に遭遇し、立太郎は、謹慎の上「御郡奉行御免、切米捨俵御滅」の処分を受ける。初の挫折体験であったらう。

備中騒動は、倉敷浅尾騒動ともいわれるが、長州藩諸隊の一派である南奇隊が倉敷代官所と蒔田氏の浅尾陣屋を襲撃し、鎮庄にむかった岡山藩が、家老池田隼人・中老池田鞠負を筆頭に約千五百人の兵を対峙させながらこれを取逃がしてしまい、領内を通過させて面目を失った事件である。尊王翼霸の姿勢が朝幕双方から頼りにされながらも嫌疑をかけられている時期でもあり、事件の取扱いは微妙な事情をはらんでいた。その処分は、家老池田隼人の塾居を筆頭に、五月六日に申渡された。立太郎処分の文面には「処置振、不_レレ_レ応御趣意一儀有之、甚以心得違、不_レ埒之至_二思召候」とあった。⁽¹²⁾立太郎は郡奉行として領内巡回中に事件に遭遇し、命により作戦会議に立会い、「其暴動非誠を詰責」するとともに、「火攻の策を定め之を惣督に献ずれども用いられず」⁽¹³⁾、ために南奇隊の逃亡を許す結果となったのであった。

この事件によって、実戦体験を全く持たない藩兵に対する不安と指導者たちの優柔不断さ、一旦藩兵の警備網をくぐり抜ければ在中の皆無ともいえる警備の甘さ、封境警備の問題点が露呈されたのであった。岡山周辺の諸藩においても、そうした事態に備えるべく、備中松山藩(嘉永五年)をはじめ、岡山藩支藩の鴨方藩(文久三年)、新見藩(慶応元年)ともすでに農兵組立て

を終えていた。また藩内においてもこれまで、挙国皆兵論の建白は行われていたが、下剋上の風潮と生産活動への影響等が懸念されて、踏み切れなかったのである。備中騒動と第二次征長は、岡山藩のこの消極的態度を転換させることとなった。

立太郎は、処分九日後の十五日には第二次征長での池田鞠負与力を、八月には牧野権六軍事改革御用のもと農兵組立御用、農兵吟味役を命じられ、十月には切米も元に復している。慶太郎も六月には「此度御編之歩兵教授方」を、さらに翌三年には砲術修行のため、江戸行きを命じられた。

立太郎は各郡中を回村して農兵組立にあたり、十二月耕戦隊と称する頃には、四半大隊・一四中隊・三〇小隊の編成、総勢千人を越す郷土防衛軍を創設していた。「黒住教史料」の中に「丙寅中秋起業、家翁手記之七、紀部景端」と記した「耕戦隊諸法則草案」があり、御郡方耕戦隊惣触や中隊司令士心得、教授方心得、隊員の功格過格、禁令、兼而法令、稽古之定等々を自ら起草したものと思われる。

立太郎は慶応三年四月、耕戦隊吟味役のまま、耕戦隊御用所請締総引請になっている。

4 戊辰戦争

大政が奉還された慶応三年十月十四日、薩長は朝廷から討幕の密勅を得た。薩長両藩は、もし京都が戦場となる時は天皇を岡山藩の閑谷学校に移して行在所にする腹つもりであった。岡山藩もこれを快諾していたという。¹³岡山藩にも錦の御旗が下賜され、近隣諸般への出兵が命じられた。隣藩鎮撫後は、東征軍の東海道先鋒を命じられる。

森下立太郎は、十二月二十日に京都派遣、二十七日に耕戦隊を率いての西ノ宮札之辻御固の命を受けている。播磨討ち入りの池田図書の下下であったと思われる。耕戦隊の精鋭二二人を率いて岡山を発ったのは翌四年一月五日であったが、西ノ宮の巡邏取締の後、そのまま東海道先鋒隊の軍事参謀に任じられて、二月十二日京都を出発した。以後全体四八二人となって名古屋(二月十六日)・駿府(同二十七日)・小田原(三月五日)へと進み、三月九日には諸藩会議で「江城進撃期限米ル十五日」の

報を得て、十四日神奈川に着陣した。同日西郷藩会談で江戸開城の諒解が成り、約一か月後の四月十一日將軍慶喜は水戸に退去し、官軍が桜田門より侵入して地所請取りを行った。

しかし、五月三日奥羽越列藩同盟が成立して抗戦必至の情勢となり、上野戦争終結(五月十五日)までは関東一円での掃討が必要であった。八幡宿・国府台・姉ヶ崎などで戦鬪となったが、国府台での軍議に際して立太郎は、江戸開城時の勅旨伝宣者でもあった東征大総督府参謀柳原前光の帷握御用をつとめた。また姉ヶ崎では、巡視中に「六尺余の一大漢」(平岡仙蔵と出会って組み合いとなり、竹内流柔術免許皆伝の腕前でこれを組み伏せ討ち果たしたが、自らも傷を負い、閏四月二十二日から横浜病院に入院した。しかし、天朝からも度々の見舞等があり、岡山藩からも戒衣料や心附金を与えられ、「備前の小猿」の名声は大いに高まった。⁽¹⁵⁾ 両総・房州の追討は閏四月二十八日には一段落し、大総督名の感状が出されている。立太郎は五月十八日に帰營し、六月十日には分隊二九六名とともに再度奥州へ向け出程した。銚子(六月十一日)、関田(同二十日)を経て、大島植田村(同二十九日)、矢板坂(同日)、盤城平城(七月十三日)、仁井田町(同二十六日)での戦鬪を勝ち抜いて、二本松城(同二十八日)では「先鋒薩藩、中軍長州、遊軍我藩」と決して諸藩が進撃し、これを落とした。八月二十五日にはいよいよ若松表に着陣、立太郎自らが「御奉公之品書上」に記している所によると、「直三米沢口警戍、其後融通寺口又者天寧寺口等攻囲、昼夜砲戦、就中八月廿九日、九月十四日激戦、諸隊諸共得三勝利一候」という。会津藩はついに降伏、九月二十二日と二十四日にそれぞれ器械請取、城地請取をすませた。若松を出て六三九名が江戸に凱旋したのは十月二十八日であった。

すでに五か条の御誓文はもちろん政体書も公布されていたが、江戸は東京と改称し、天皇が即位の式をあげて明治と改元し、東京行幸もすまされていた。東京凱旋に先立って、福島駅で御酒肴料とともに次の賞詞が与えられた。

此節会津追討ニ付、出先之兵隊差分

速ニ令応援、数十日尽力候処遂ニ

賊徒降伏ニ立至候始末感悦之至候、

明治戊辰年十月 正親町中將 花押

備州藩

隊長中

十一月二十五日東京を立出、岡山には十二月十七日到着した。

なお岡山では、慶応四年三月將軍慶喜の実弟である茂政(二十九歳)を隠退させ、章政を第一二代藩主としていた。尊皇翼霸から尊王倒幕へと明確に転換したばかりか、実兄慶喜を直接追討の対象としなければならぬ事態に立ち到ったからである。章政は、肥後人吉藩主相良頼之の二男で、岡山藩の支藩である鴨方藩主池田政吉の養嗣子となっていたものである。慶政、茂政、章政という直接血のつながりのない岡山藩最後の藩主たちの入れ替わりは、そのまま明治維新期における藩論の転換を象徴していた。三名とも人生の半ばで藩主の座を降り、明治中・後期まで存命であった。東征凱旋者一同は十二月二十一日には、全隊が凱旋し、新藩主に御目見して、後楽園で接待を受け、翌二年三月にも後楽園に招かれて能見物をした。とくに立太郎は後日、先代と先々代から京都に招かれて、「御懇の御意」と「御羽織」を賜っている。立太郎が同行した上野・下総・奥羽戦争での戦死者は二七名に達したが、箱館戦争その他を加え計五五名の犠牲者は、同年六月、上道郡門田村偕楽園内の招魂社に祭られた。ここに岡山藩の戊辰戦争は終焉をみたのである。

四 景端の大分県赴任

1 景端改名

これまで、森下景端の大分県赴任に関連して、二つの疑問を抱いていた。第一点は、明治四年十一月十四日に大分県の発足

が宣されながら、長官着任はどうして二か月以上も遅れたのかという事である。交通未発達・近代政治の揺籃期だといえ、少し遅すぎではないか。例えば、松方助左衛門について第二代目の日田県知事となっていた野村盛秀は、同年十一月十三日埼玉県令に任じられて早速着任、早くも十二月六日より管轄地の巡歴に出かけ、活動を始めていた。¹⁵小倉県参事伊東源蔵の場合もほぼ同様で、五年一月にはやはり管内巡視を開始している。¹⁶森下景端は何故……?。第二点は、一点目と関連するが、景端の大分県参事任命日は本当に四年十一月十四日なのかという事である。「任解日録」に依拠した『明治政史』をはじめ、大分県の公文書・記録ともすべて十一月十四日と記している。景端の大分県参事任命書も写しも公的なものとしては大分県には存在しない。少し大胆すぎる疑問ではあるが、大分県立図書館所蔵史料の中に短冊状のコピーで、文書番号つきで岡山藩角印も押された「辛未十一月二十四日」付けの任命書が存在し、『官報』発行前の政府記録である『太政官日誌』にも、第九一号及び九四号の大分県設置とは別に、第七号に「辛未十二月七日」として「任大分縣参事森下景端」との記事が掲載されているのである。

そもそも、明治四年七月十四日の廃藩置県で旧藩主は東京に移住するものの、領域としては旧藩がそのまま県を名乗ったにすぎず、四か月後に行われたこの府県の分合再配置こそ廃藩置県の名に値するものであった。これで全国は三府三〇二県から三府七二県になったのである。その方法は、十一月十三日に関東七国及び伊豆、十四日に北海道、十五日に山陰、山陽、南海及び駿遠、二十日に北海道及び中部山岳地方というように、全国規模で各地区をまとめて断行されており、地方長官の任命も当然同時進行したし、一部の県の長官のみが例外的な扱いを受けるはずはない、とするのが自然である。しかし、だとすれば、岡山藩印任命書と『太政官日誌』記事の根拠について、納得のできる説明をすることがぜひ必要であろう。実は、「寄託史料」と「黒住教史料」によって疑問はともに氷解したのであるが、それは戊辰戦争終結以降の立太郎の動きを追うことによって、明らかとなる。

立太郎は奥羽戦争で会津若松城攻囲の最中、奥州本宮駅で、新知一五〇石、組外、御軍事方という通知を受けていたが、凱

旋後は直ちに東征武功取調御用を命じられ、明けて翌二年早々には近習物頭末席・参政となり、陸軍掛を兼務した。夏には、下田の亦木三之丞跡家へ屋敷替となつてゐるが、岡山藩幹部に応じた家屋敷を与えられたのであろう。その後、八月二十五日の権大参事試補心得・評定所出勤を経て、十月十日にはいよいよ太政官より岡山藩権大参事に任命されるのである。

明治初期新政府は、藩治職制(元年十月)、府県施政順序規則(二年二月)・職員令(二年七月)・藩制(三年九月)等を矢つぎ早やに公布し、藩を限りなく政府直轄地である府県に近づけていた。職制部分については、藩治職制にもとづく執政や立太郎の任じられた参政は、藩の職制に打ち込んだ政府の最初の楔であつたし、職員令と藩制によつて、旧藩主の知藩事をはじめ、大参事以下高級官僚の人事権は政府が掌握して国の官吏としたのであつた。全国統一の官名で官位相当制としたほか、有能な人材の登用を強く指導もした。

立太郎は、岡山藩権大参事就任について再三にわたつて辞退したが、「对二朝命一、不_レ得_レ已義、此段可_二被_レ相心得一」との知藩事御直書を伝えられている。「君伝」によれば、「余微賤より出で光栄已に至れり、聊寸功を汗馬の中に奏し、祖先に奉じ君恩に酬ゆるもの亦其分を尽せり、盈満は我が欲する処にあらず」というのが、その理由であつた。「对二朝命一、不_レ得_レ已義」というのも事実であるが、やはり藩内外での戊辰戦争における功績の評価と能力の評価が大きかつたと思われる。十二月三日御前において、「東征出張中、諸隊協和、志気を鼓舞、十数度の戦争臨機運籌、隊伍分配、次節二当り鋭を碎畿、強_二勝_一免、其他無数之功勞、深く御感被_二思召_一、依_レ之御感状并御加増拾五石、御伝来之御刀身 頂戴被_二仰付_一」、同職中食禄二百石の直命を受けた。「微賤より出で、光栄已に至れり」「盈満は我が欲する所にあらず」といつつも、ここまで来てしまひ、いよいよ藩の最上層部の一人として、岡山藩の最後を看取る困難な仕事をやり抜かねばならぬこととなつたのである。

なお、明治二年十二月晦日付の土倉・池田両大参事あての「御奉公之品書上」で、立太郎ははじめて「森下権大参事、景端」と署名し、捺印・花押をそえている。先の森下家系図にみるとおり、「景」の字は「高」とともに先祖伝来のものであり、一統の中では「景端」はすでに使われていたかもしれないが、十月十日の太政官からの権大参事任命状は「森下立太郎」となつ

ており、再三の辞退が受理されず、自らが権大参事としての奉公を決意した時から、公的にも「景端」を使い始めたのではないかと思われる。

2 大分県赴任

明治初期は上記のような職制改革にとどまらず、各藩とも諸改革が必至であった。一般論としての財政難もあったが、廃藩置県にむけて、政府が引継ぎ可能な程度に藩財政を整理し、藩士を解体させねばならないからである。藩制の公布により知藩事の家禄は現石の一割、残り九割のうちの二割を陸海軍費として国に上納しなければならぬ、兵力は中央に一轄集中される。改革の中心は当然、禄制改革と兵制改革であった。『岡山県史』のこの部分の記述は極めて少ないが、景端自身明治二年九月（二五〇石から八五石へ）と三年閏十月（旧禄八五石と賞功禄一五石の都合一〇〇石から二三石へ）に削録されているので、岡山藩の禄制改革は二度にわたって実施されたものと思われる。削録幅も大きい。この削録結果が金禄公債となることを忘れてはならない。それでも幕末維新期に急上昇し、職務食禄二百石を与えられる森下家は羨望的であったにちがいない。また森下景端は、農兵隊の生みの親でもあり、兵事に長く携わり、関東・奥羽と共に戦って来た仲間でもある、その当の本人が、今当事者として禄制改革と兵制改革を断行し諸藩士に犠牲を強いている。「君伝」は、藩内の不満が景端一身に集中し、景端が辞職願いを出して閉居する一幕のあったことを伝えている。黒住教史料の中の「日乗」（家翁手記の十一）にもその文面がメモされている。七月二十六日付けで、中村正起権大参事に提出したものであり、はっきり自らは隠居し長子慶太郎に家督を譲りたい旨が述べられている。時に景端四七歳であった。「廿日大参事等預」の注もはいつており、もちろん願いはかなわなかった。また兵制改革については、伊木大参事を擁してこれに抵抗する動きも強く、一触即発の危機にあり、伊木のあいまいさも目立ったが、十一月七日に常備兵解隊を申付け、十日にいたってようやく藩論も有和した。廃藩置県の七月から府県分合再配置の十一月まで、岡山藩は大揺れに揺れていたのである。

さらに景端のメモによると、明治四年は、五月十八日管内は大風雨に見舞われて被害も大きく、七月下旬から広島県管下で党民暴動があり、備後播州辺も動揺していたが、十一月二十六日から岡山県下でも党民が沸騰した由である。権大参事森下景端も誠に多事であり、すでに各県知事をしていた野村盛秀や伊東源蔵のように、新政府の威信を背に一定の展望を持って事務処理や身辺の準備をするような状態では全くなかったのである。人としても円熟期に達し、武人としても行政官としてもキャリアは十分であったとはいえ、本人にとっては、大分県参事への転出辞令は、多分寝耳に水であっただろう。

前記「日乗」によれば、景端は十一月二十四日旧藩庁ではじめて正式に大分県参事任命の口達を受け、「大分縣は豊後一円一治縣」と記している。知藩事から「元込御筒老挺、御刀身、赤銅七子御紋付、御綿類」を拝領して、二十五日岡山を發し、十二月五日品川に入港、七日に式部寮に出頭した。『太政官日誌』の十二月七日大分県参事任命の記事は、十一月十四日付の任命書⁽²¹⁾を式部寮及び太政官で受け取った日付けであろう。つまり、景端の大分県参事発令は西海道域共通の新県設置日である明治四年十一月十四日に行われ、このことが十一月二十四日に岡山藩(県)で伝達され、十二月七日に東京で辞令が手交されたのである。

その後、先代・先々代藩主等への挨拶回りや大分県への従者雇入れ等を済ませて、年もおしつまった十二月二十八日に東京を發ち、汽船で神戸港まで行き、更に乗り替えた船は順風に恵まれて、翌五年元日に岡山に到着した。「新正自餘恒例之通」にすませ、あいさつ回りや社参ののち、一月六日にいよいよ岡山を出發、大阪で府内船四春丸に乗り込み、兵庫・角南・上の関等を経て、十八日府内に着港したのである。二十一日西寒多社参の上、二十二日に飯県庁を南勢家の幸松平三郎宅におき、出頭始めを行った。大分県への着到届は十九日付けで大蔵省に提出されていた。⁽²²⁾景端の大分県長官としての県政はここに始まる。

註

(1) 『大分新聞』昭和十年一月一日〜二十二日号。「歴代長官の行方」として、二〇回にわたって連載。

- (2) 歴代知事編纂会編集・発行の『日本の歴代知事』全四巻も、大分県分に関してはすべて本書に依存している。
- (3) 岡山大学付属図書館蔵。膨大な量に及ぶ史料はすべてマイクロ化され、市販もされているが、セット価格七、八千万円の由。
- (4) 谷口澄夫氏の論文等を含めた豊田寛三氏の教示により、『大分県史』の編さん段階で、加藤泰信氏が概要部分の撮影を行っていたが、この時点で岡山県総務部県史編纂室撮影のマイクロから全史料をコピー頂いた。詳細目録ではないので教え方に問題があるが、撮影目録によれば、史料件数二九一件。大分県立先哲史料館では三三分冊に整本して収蔵中である。
- (5) 岡山県総合文化センター総括学芸員竹林栄一氏の教示による。閲覧にあたっては、岡山県立博物館学芸員三宅克広氏にお世話になった。
- (6) 上記竹林氏作成の森下立昭家史料目録によれば、資料総数は九四九件、一六三三点にのぼる。目下の所筆者がお目見えできたのは、未だそのほんの一部ではない。ぜひとも早期に撮影コピーを大分県で収蔵したいものである。
- (7) 『日新』第一八巻第七号、第八号(大正十五年、昭和元年刊)。黒住忠明氏提供資料による。
- (8) 『備前岡山人名彙海』(同刊行会 昭和八年刊)による。景命の死亡は明治十五年九月十二日で、三六歳であったが、子供はなかった。
- (9) 明治六、八年「官省進達留」(大分県立公文書館蔵)
- (10) 藩政史料中、森下重兵衛「御奉公之品書上」による。以下本稿では、注記以外は、重兵衛・亀次郎(立太郎・景端)・慶太郎の「御奉公之品書上」によっている。なお、森下家の同書上は寄託史料中にも、その控や案が一七点存在する。
- (11) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』、『岡山県史』近世Ⅳ、近代Ⅰ、柴田一・太田健一『岡山県の百年』、『岡山県歴史人物事典』等による。以下岡山藩に関する記述ではすべて同上。
- (12) 谷口澄夫「森下立太郎(景端)をめぐって」(『岡山大学教育学部研究紀要』第七号所収)。本論文は景端の出目にはじより、藩政史料や黒住教史料を多用して精密であるが、岡山藩政史の解明を主眼としており、耕戦隊の発足までで終わっている。氏が森下景端と香川真一を岡山藩における西郷隆盛と大久保利通だとしている点は示唆的である。
- (13) 「君伝」による。
- (14) 同前『岡山県の百年』による。
- (15) 13に同じ。

(16) 『埼玉県史研究』第二三号

(17) 『大分県史』近代篇I

(18) 黒住教史料の中に、大正七年三月二十五日付けの維新史料編纂事務局から森下熊三にあてた書簡があり、二四冊の東征関係史料を熊三から借出していただくことがわかる。景端作成史料の貴重さを示すものであろう。

(19) 「景端」の読み方については、赤峰重信氏が岡本家文書中にカナが付されている部分を発見し、大分県下では「カゲナオ」が広く流布しており、筆者も他の文書で数か所目にした記憶があるが、地元岡山では、例えば昭和八年刊行の『備前岡山人名彙海』から近年刊行の『岡山県歴史人物事典』、『岡山県大百科辞典』に到るまで、すべて「ケイタン」となっている。森下立昭家文書の寄託にともなう岡山県立博物館の展示ではじめて「カゲナオ」とされたようである。子孫も「カゲナオ」と呼んでいる。

(20) 文書番号・岡山藩角印つきの任命書はこの日の日付となっており、黒住教史料には、同日付で第四四二号の景端分のほか、第四四三号・四四四号・四五二号として景端雇の三好勘作(備中国出身、三四歳)、今田良三(備前国出身、一六歳)、松原逸治(備中国出身、三二歳)分もある。

(21) 寄託史料の中に次の一連の任命書がある。

① 岡山縣権大參事森下景端

任大分縣參事

太政大臣從一位三條實美宣

大内史從五位土方允奉

明治四年辛未十一月十四日

太政官印

② 岡山縣

權大參事森下景端

任大分縣參事

右

宣下候事

辛未十一月十四日

太政官

なお、景端と同日付けで『太政官日誌』に記載されている地方長官に三潞縣參事水原久雄ら四名があり、更に遅れた者も一〇名を越えている。

(22) 壬申一月〜六月「官省進達留」(大分県立公文書館蔵)